分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今 井 勝 一

見積依頼書

下記について購入したいので見積書を提出願います。

記

1. 件 名 物品 (デジタルカメラ) 購入

1. 完成又は納入期限 契約締結の翌日から令和 7年12月18日まで

(契約締結の翌日から 日間)

1. 工事又は納入場所 遠賀川河川事務所

1. 仕様書等交付場所 電子調達システム (調達ポータル) により交付する。 (質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロー

達システムの調達資料タリンロート機能を用いて行うため、資料のタリンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手ができない場合は、下記連絡先に問い合わせること。

電子調達システム(調達ポータル)のURL

https://www.p-portal.go.jp/

1. 仕様書等交付日時 令和 7年10月24日 9時00分から

令和 7年11月11日17時00分まで(交付による)

1. 見積書提出場所 遠賀川河川事務所 経理課

1. 見積書提出期限 令和 7年11月12日17時00分

1. 見積決定通知日 令和 7年11月17日

1. 見 積 方 法 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に消費 税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額(当該金額に1円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とす

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を見積書に記載すること。

1. 契約保証金 免 除

1. 図面(内訳書) 及び仕様書 交付する。

1. 契約書作成の要否 契約金額が250万円を超える場合は要

1. 見積心得及び

契約書案 入札室等に提示

1. 支払又は売払条件 精算払

1. 火災保険

付保の要否

要 · 否

1. そ の 他 (1) 電報による見積は認めない。

- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積は認める。
- (3) 見積の決定を受け、契約の相手方となる者は、暴力団排除に係る 別添の誓約書を見積の決定後7日以内に当職に提出すること。 誓約書の提出をしない場合には、契約条件に違反した者が行った見 積として、当該契約を取りやめる場合がある。
- (4) 九州地方整備局随意契約見積心得及び九州地方整備局オープン カウンター方式(試行)実施要領及び注意事項を熟読のこと。

本件責任者

遠賀川河川事務所 経理課長 吉村 俊介

担当者

遠賀川河川事務所 経理課 国土交通事務官 東 咲星

連絡先1:0949-22-1836 連絡先2:0949-22-1830